

サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策
評価制度（SCS評価制度）
技術検証事業者指定手順

2026年9月11日

SCS評価制度 制度運営機関

目次

第1章	総則.....	4
1.1	適用.....	4
1.2	用語定義.....	4
1.3	引用規程等.....	4
第2章	新規指定審査.....	4
2.1	申請.....	4
2.1.1	申請書の提出	4
2.1.2	申請書及び添付資料の受付	5
2.1.3	申請料の請求	5
2.2	書類審査.....	5
2.2.1	審査計画の策定	5
2.2.2	書類審査の実施	5
2.2.3	内部規程及び文書の整備確認	6
2.2.4	品質管理体制等の確認	6
2.2.5	申請者への通知	8
2.3	ヒアリング審査.....	8
2.4	不適合の指摘及び改善（新規）	8
2.5	技術検証事業者の指定に関する決定及び通知（新規）	8
2.5.1	審査終了報告書の作成	8
2.5.2	指定委員会による決定及び制度運営機関による通知（新規）	8
2.5.3	指定料の請求（指定の場合）	8
2.5.4	指定の通知及び有効期間	9
2.5.5	指定事業者情報の公開	9
2.6	審査記録の保管.....	9
第3章	更新審査.....	9
3.1	更新申請	9
3.2	更新審査の実施.....	9
3.2.1	書類審査及びヒアリング審査	9
3.3	不適合の指摘及び改善（更新）	10
第4章	指定の取消審査.....	10
4.1	発動事由	10
4.2	手続	10
第5章	変更届出.....	10
5.1	変更届出が必要な事項.....	10
5.1.1	変更後30日以内に届出が必要な事項	10

5.1.2	変更前に届出が必要な事項	11
5.2	届出手続.....	11
5.3	変更内容審査.....	11
5.4	技術検証を適正に実施し得ない状態への対応.....	11
第6章	調査の実施.....	12
6.1	定期サーベイランス.....	12
6.1.1	目的及び対象	12
6.1.2	実施手続	12
6.2	臨時サーベイランス.....	13
6.2.1	目的及び対象	13
6.2.2	実施手続	13
6.3	記録の保持.....	14
第7章	異議の申出.....	14
7.1	申出の対象及び方法.....	14
7.2	審査及び通知.....	14

第1章 総則

1.1 適用

本手順は、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS評価制度）における技術検証事業者の指定及び監督を行うための手順及び方法を定める。

1.2 用語定義

本手順で用いる用語の定義は、技術検証事業者指定基準1.2に定めるもののほか、基本規程による。

1.3 引用規程等

次に掲げる規程等は、本手順で引用される限りにおいて、本手順の一部を構成する。ただし、基本規程、技術検証事業者指定規則及び技術検証事業者指定基準は、本手順の上位に位置する文書である。

- ① 指定委員会規則
- ② 評価機関指定基準
- ③ 技術検証事業者指定規則
- ④ 技術検証事業者指定基準
- ⑤ ★4技術検証ガイド
- ⑥ 情報セキュリティサービス基準

第2章 新規指定審査

本章は、技術検証事業者として新たに指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請から、指定委員会による指定可否の決定及び制度運営機関による通知までの手続を定める。

2.1 申請

2.1.1 申請書の提出

新規に指定を申請する者は、技術検証事業者指定基準、技術検証事業者指定手順（本手順）を確認の上、指定の申請様式に必要事項を記入し、代表者による記名押印又は電子署名の上、制度運営機関に提出する。

申請者は、申請書を提出する際は、次の各号の資料を添付する。

- ① ★4技術検証責任者及び★4技術検証従事者の配置状況並びに当該要員が技術検証事業者指定基準3.1に定める資格、実績及び研修（IPAが提供する研修）に係る要件を満たすことを証する資料
- ② サービスリストへの掲載の有無を記載した資料
- ③ 掲載されている場合にあってはサービス登録番号、区分及び有効期限を記載した資料並びにサービスリストの写しを、掲載されていない場合にあっては技術検証事業者指定基準2.3.4②各号に掲げる事項を確認するために必要な資料（以下「代

替確認書類」という。)

- ④ 技術検証事業者指定基準2.13に定める内部規程及び文書
- ⑤ 既に内部監査又はマネジメントレビューを実施している場合にあっては、その実施状況を示す資料
- ⑥ 技術検証事業者指定規則2.1.2各号のいずれにも該当しないことその他制度運営機関が定める事項を誓約する宣誓書
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、制度運営機関が定める様式及び添付資料

2.1.2 申請書及び添付資料の受付

制度運営機関は、申請を受け付けた際、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）が所定どおりに提出されているかを確認する。この時点では、申請書等の内容確認は行わず、必要な申請書類がすべて提出されているかの審査は行わない。また、申請書等に不備が発覚した場合は、制度運営機関は申請者に対し、制度運営機関が定める所定の期日までに再度申請書等の提出を求めるものとする。制度運営機関は、申請者から期日までに再提出が行われない場合は、申請を受理しない。

2.1.3 申請料の請求

申請書等がすべて所定どおりに提出されていると判断した場合、制度運営機関は申請者に対して申請受理の旨の通知とあわせて申請料を請求する。申請料は、申請書等の内容の確認から審査完了までに要する費用を含むものとする。申請料の納付が確認されるまでは審査を開始しない。制度運営機関が申請料を請求した日から1か月を超えて納付がないときは、制度運営機関は、当該申請に係る手続を終了し、その旨を申請者に通知することができる。

2.2 書類審査

2.2.1 審査計画の策定

制度運営機関は、申請内容に基づき、審査計画を策定する。審査担当者と申請者との間に利益相反がないことを事前に確認し、その結果を審査記録に記載する。

2.2.2 書類審査の実施

制度運営機関は、申請書等に関して書類審査を実施する。書類審査では、申請者から提出された宣誓書、申請様式及びすべての添付書類の記載内容を審査する。

制度運営機関は、書類審査においては、提出書類に基づき、次に掲げる事項を確認する。

- ① 法人要件
- ② 欠格事由への該当の有無
- ③ 品質管理体制
- ④ 技術検証実施体制
- ⑤ 公平性の確保
- ⑥ 外部委託の管理
- ⑦ 秘密保持及び情報保護管理体制

- ⑧ 苦情及び問い合わせの処理
- ⑨ 内部規程及び文書の整備
- ⑩ サービスリスト掲載
- ⑪ 技術検証業務要件への適合
- ⑫ その他技術検証事業者指定基準に定める要件への適合

制度運営機関は、審査結果を記録し、必要に応じて追加資料の提出を求めた上で、書類審査の結果を判定する。

2.2.3 内部規程及び文書の整備確認

2.2.2⑨の規定については、制度運営機関は、次に掲げる事項を確認する。

- ① 技術検証事業者指定基準2.13①各号に掲げる事項をすべて定めた内部規程を整備していること。
- ② 技術検証事業者指定基準同2.13②各号に掲げる文書をすべて整備していること。

制度運営機関は、必要に応じて、当該内部規程及び文書における該当箇所を示す対照表その他の資料の提出を求めることができる。

2.2.4 品質管理体制等の確認

- ① 制度運営機関は、申請者が技術検証事業者指定基準に適合した技術検証を実施できる体制を有することを確認する。確認事項には、少なくとも次を含む。

(ア) サービスリストへの掲載の有無及びその有効性並びに掲載されていない場合における技術検証事業者指定基準2.3.4②各号に掲げる事項

(イ) 品質管理体制

(ウ) 公平性の確保

(エ) 秘密保持及び情報保護管理体制（診断データの保管期間の管理並びに消去の手段及びその記録を含む。）

(オ) 苦情及び問い合わせの処理

(カ) 外部委託の管理

(キ) ★4技術検証責任者及び従事者の配置、資格、実績及び研修受講状況

(ク) 技術検証業務要件

(ケ) 内部監査に関する手続の整備状況及びその実施状況（技術検証事業者指定基準2.4末段に基づき外部監査を活用する場合を含む。）。ただし、新規指定の申請にあっては、同基準2.4ただし書を踏まえ、手続の整備状況及び指定を受けた日から1年以内に実施する計画を確認すれば足りる。

(コ) マネジメントレビューに関する手続の整備状況及びその実施状況並びに記録。ただし、新規指定の申請にあっては、同基準2.5ただし書を踏まえ、手続の整備状況及び指定を受けた日から1年以内に実施する計画を確認すれば足りる。

(サ) ★4技術検証ガイドに定める対象に対する脆弱性診断能力

(シ) 申請者が評価機関の指定を同時に申請している場合にあつては、評価機関指定基準4.5②に定める要件への適合並びに評価の判断に直接関与する者と技術検証の実務を担う者との職務分離の確保

- (ス)技術検証結果の一貫性の確保（★4技術検証責任者が複数在籍する場合に限る。）
- (セ)技術検証に従事する者に対する教育及び研修の実施状況
- (ソ)技術検証事業者指定基準4.7各号に掲げる情報の維持及び提供の体制
- ② 制度運営機関は、申請者がサービスリストに掲載されている場合は、技術検証事業者指定基準2.3.4①の規定により、サービスリストの写しその他掲載の有効性を確認できる資料の提出をもって、同号に掲げる要件に係る確認を簡素化することができる。この場合において、制度運営機関は、簡素化した要件及びその理由を審査記録に記載する。
- ③ 制度運営機関は、申請者がサービスリストに掲載されていない場合は、技術検証事業者指定基準2.3.4②各号に掲げる事項について、代替確認書類として提出された次に掲げる資料により確認する。制度運営機関は、これらに相当すると認める資料をもって代えさせることができる。
- (ア)同②(ア)に係るもの ★4技術検証責任者及び★4技術検証従事者の氏名、所属並びに該当する専門性要件を記載した資料並びに資格証の写し、修了証の写し、講師若しくはリーダーの経験を確認できる資料又は脆弱性診断の実績を確認できる資料
- (イ)同②(イ)に係るもの 脆弱性診断の実施項目及び実施手順並びに診断結果の取扱いを定めた文書並びにこれらを委託元評価機関又は顧客に明示する方法を示す資料（サービス説明資料、契約書の雛形等）
- (ウ)同②(ウ)に係るもの 品質管理者の氏名、所属及び役割を示す文書（内部規程又は職務分掌表の該当部分の写しを含む。）
- (エ)同②(エ)に係るもの 品質管理マニュアル（技術検証提供プロセスの管理並びに技術検証結果報告書の作成、交付及び管理に関する記載箇所を明示したもの）
- (オ)同②(オ)に係るもの 技術検証結果報告書のレビューに関する手順を定めた文書及びその記録の様式、技術検証に従事する者に対する教育及び研修の実施状況を示す資料並びに顧客の情報を保護するための手続の実効性の検証に関する手順を定めた文書（既に実施している場合にあっては、直近の記録の写し）
- ④ 制度運営機関は、前段の資料のみでは判定が困難であると認めるときは、2.3に定めるヒアリング審査又は申請者の事業所における現地確認により追加の確認を行う。
- ⑤ 制度運営機関は、サービスリストへの掲載の有無にかかわらず、技術検証事業者指定基準2.3.4③各号に掲げる要件（★4技術検証責任者の雇用及び配置、IPAが提供する研修の受講、顧客の情報を保護するための手続の設置及び運用並びに★4技術検証ガイドに定める実施項目及び実施手順に係るサービス仕様の明示をいう。）を確認する。この確認は、簡素化しない。
- ⑥ 制度運営機関は、申請者がペネトレーションテスト（侵入試験）サービス区分に掲載されている場合であっても、本制度において確認の対象とするのは脆弱性診断に係る範囲に限る。
- ⑦ 制度運営機関は、サービスリスト掲載の有効性（サービス登録番号、区分及び有効期限）を、提出書類又は経済産業省が公表するサービスリストの記載により確

認し、有効に掲載されていない場合は未掲載として取り扱う。

2.2.5 申請者への通知

制度運営機関は、書類審査の結果を申請者に対して書面又は電磁的記録により通知する。

2.3 ヒアリング審査

制度運営機関は、書類審査のみでは確認が困難である場合その他必要がある場合は、音声又は映像によるヒアリング審査を実施することができる。

制度運営機関は、必要性の判断に当たっては、次に掲げる事項を例として、考慮する。

- ① 申請内容の重要部分に不明確な点がある場合
- ② 外部委託や技術検証実施体制の確認が必要な場合
- ③ 不適合事項の是正状況の確認が必要な場合

制度運営機関は、申請者の事業所における現地確認を、必要がある場合に限り実施することができる。

制度運営機関は、申請書等との整合性及び評価機関指定基準への適合状況を確認し、ヒアリング審査に際し、必要に応じて追加資料の提出を求める。

2.4 不適合の指摘及び改善（新規）

審査（書類審査及びヒアリング審査）において不適合が指摘された場合、制度運営機関は指摘事項文書を発行する。申請者は、当該文書の受領日から30日以内に、改善報告書を提出する。改善が確認されない場合、制度運営機関は審査を打ち切ることがある。この場合において、制度運営機関は、その旨を指定委員会に報告する。

2.5 技術検証事業者の指定に関する決定及び通知（新規）

2.5.1 審査終了報告書の作成

制度運営機関は、書類審査及びヒアリング審査の結果をとりまとめ、審査終了報告書を作成する。

2.5.2 指定委員会による決定及び制度運営機関による通知（新規）

指定委員会は、審査終了報告書に基づき審議した上で、申請者を技術検証事業者に指定することの可否を決定する。制度運営機関は、決定の内容を申請者に通知する。指定を否とする旨の決定にあつては、その理由を付して通知する。申請者が評価機関の指定を同時に申請している場合、指定委員会は、当該評価機関の指定の可否と整合するように技術検証事業者の指定の可否を決定し、技術検証事業者の指定は評価機関の指定と同時にを行う。

2.5.3 指定料の請求（指定の場合）

指定委員会が指定を可と決定したときは、制度運営機関は申請者に指定料を請求する。納付期限から1か月を超えて納付がないときは、制度運営機関は、当該申請に係る手続を終了し、その旨を申請者に通知する。この場合において、既に納付を受けた申請料

は返還しない。

2.5.4 指定の通知及び有効期間

制度運営機関は、指定料の納付があったときは、指定した旨を申請者に通知するとともに、指定機関台帳に追加する。指定の有効期間は、指定した旨を通知した日から起算して3年間とする。技術検証事業者は、制度運営機関が発行する指定番号及び制度運営機関から技術検証事業者として指定を受けた旨を業務に関する公開情報として明示することができる。

2.5.5 指定事業者情報の公開

制度運営機関は、指定を行った技術検証事業者の情報を制度運営機関の公式サイトで遅滞なく公開する。

2.6 審査記録の保管

制度運営機関は、書類審査及びヒアリング審査に係る審査記録を作成し、指定の有効期間の満了後3年保存する。指定を否とする旨の決定をした場合又は2.4の規定により審査を打ち切った場合にあっては、当該打ち切りの日から3年保存する。

第3章 更新審査

本章は、指定の有効期間の満了に伴い、引き続き技術検証事業者として指定を受けようとする技術検証事業者が行う更新申請から、指定委員会による更新決定に至るまでの手続を定める。

3.1 更新申請

更新を希望する技術検証事業者は、指定の有効期間が満了する3か月前までに、更新申請書類を制度運営機関へ提出する。

制度運営機関は、更新申請書類の提出が指定の有効期間の満了日前に行われている場合には、指定委員会が指定の更新の可否を決定するまでの間、更新前の指定は、その有効期間の満了後もなおその効力を有するものとして取り扱う。この場合において、有効期間の満了後に経過した期間は、更新後の指定の有効期間に算入する。

更新審査における書類審査から技術検証事業者の指定の更新に関する決定及び通知までの手続は、第2章の規定を準用する。

3.2 更新審査の実施

3.2.1 書類審査及びヒアリング審査

制度運営機関は、提出書類について技術検証事業者指定基準への適合性を審査する。更新審査は指定事業者としての有効期間中の実績、苦情、調査（定期サーベイランス及び臨時サーベイランス）の結果等を重点的に確認する。

3.3 不適合の指摘及び改善（更新）

更新審査において不適合事項が指摘された場合、制度運営機関は指摘事項を文書で通知する。この場合において、申請者は、当該文書の受領日から30日以内に改善報告書を制度運営機関へ提出する。

改善が確認されない場合、制度運営機関は更新審査を打ち切ることがある。この場合において、その旨を指定委員会に報告する。当該報告を踏まえて、指定委員会が更新を否とする旨の決定を行った時は、当該技術検証事業者の指定は、有効期間満了日に失効する。

第4章 指定の取消審査

技術検証事業者の取消しは、指定委員会規則及び技術検証事業者指定規則の定めるところによる。本章は、その手続を定める。

4.1 発動事由

制度運営機関は、技術検証事業者が技術検証事業者指定規則の指定の取消しの事由に該当する事実、又はそれに類する事実が明らかになった場合、速やかに指定委員会にその旨を報告する。指定委員会は当該報告を受け、技術検証事業者指定規則に基づき指定の取消しを審議する。

4.2 手続

制度運営機関は、取消しの事由に該当する事実が明らかになったときは、技術検証事業者指定規則に基づき、事前に書面又は電磁的記録により技術検証事業者に通知し、弁明の機会を与えなければならない。技術検証事業者は、通知を受領した日から10日以内に書面又は電磁的記録により弁明することができる。制度運営機関は、弁明を受けたときは、その内容を指定委員会に報告する。口頭による弁明を希望する旨の申出があった場合、指定委員会は審議前に弁明の機会を与える。

第5章 変更届出

本章では、技術検証事業者が制度運営機関に届け出るべき変更事項、届出時期及び届出手続について定める。

5.1 変更届出が必要な事項

5.1.1 変更後30日以内に届出が必要な事項

技術検証事業者は、次の事項に変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内にその旨を制度運営機関へ届け出なければならない。

- ① 代表者、商号及び名称、又は主たる事務所の所在地
- ② 合併、分割、子会社化その他重大な組織体制
- ③ 委託元評価機関との契約
- ④ ★4技術検証責任者又は★4技術検証従事者

- ⑤ 技術検証部門の公平性及び独立性に重大な影響を及ぼす組織構成
- ⑥ 品質管理者又は情報保護管理者
- ⑦ 技術検証業務を行う組織単位又は当該部門の名称
- ⑧ ★4技術検証責任者の欠員その他技術検証を適正に実施し得ない状態
- ⑨ 技術検証に係る業務の外部委託の開始若しくは終了又は委託先若しくは委託範囲
- ⑩ サービスリストへの掲載（当該事実を知ったときは遅滞なく届け出なければならない。）

5.1.2 変更前に届出が必要な事項

次の事項に係る変更については、原則としてあらかじめ制度運営機関へ届け出る。やむを得ない事情により事前の届出ができなかった場合は、変更後30日以内に届け出る。

- ① 技術検証の項目ごとの実施形態（自ら実施／委託）、委託先、委託範囲又は責任分界
- ② 委託先技術検証事業者（技術検証の全部又は一部を委託する場合に限る。）

5.2 届出手続

技術検証事業者は、変更内容を制度運営機関へ書面又は電磁的記録により届け出なければならない。

技術検証事業者は、5.1⑧に係る通知を、委託元評価機関及び制度運営機関に対し、書面又は電磁的記録により行わなければならない。

5.3 変更内容審査

制度運営機関は、変更の内容に応じ、変更を受理し、又は追加資料の提出を求めることができる。重大な不適合が認められる場合は、制度運営機関は、技術検証事業者にヒアリングを行い、届出内容を確認し、必要に応じて指定委員会へ報告を行う。

制度運営機関は、必要に応じて、変更による影響評価、是正計画又は代替措置の内容に関する資料の提出を求めることができる。

制度運営機関は、変更により技術検証事業者のサービスリストへの掲載が有効でなくなったことを確認したときは、確認を行う。この場合において、制度運営機関は、代替確認書類の提出期限を定めて提出を求めるものとし、当該期限までに提出がないとき又は確認の結果不適合と認めるときは、その旨を指定委員会に報告する。

5.4 技術検証を適正に実施し得ない状態への対応

- ① 技術検証事業者は、変更が生じたときは、当該状態が解消されるまでの間、新たな技術検証の受任を行わない。また、当該状態の影響を受ける技術検証について、技術検証結果報告書を交付しない。
- ② 技術検証事業者は、5.2の通知を行った日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した是正計画を制度運営機関及び委託元評価機関に提出する。

- (ア) 当該状態の原因及び影響範囲（影響を受ける可能性のある技術検証案件の一覧を含む。）
 - (イ) 影響を受ける技術検証案件ごとの取扱い（中止、中断又は他の★4技術検証責任者による引継ぎの別）
 - (ウ) 当該状態の解消の見込み及びその時期（当該通知の日から6か月を超えない範囲で設定する。ただし、制度運営機関が必要と認めた場合はこの限りでない。）
 - (エ) 解消までの間に講ずる代替措置
- ③ 制度運営機関は、前号の是正計画の内容を確認し、必要に応じて追加の措置を求めることができる。
 - ④ 技術検証事業者は、当該状態が解消されたときは、遅滞なくその旨を制度運営機関及び委託元評価機関に通知する。
 - ⑤ 制度運営機関は、当該状態が5.4②(ウ)に掲げる時期までに解消されないとき、又は是正計画が提出されないときは、その旨を指定委員会に報告する。この場合における指定の取消しは、第4章の定めるところによる。
 - ⑥ ①から④までの規定は、技術検証事業者指定規則の規定により指定が取り消された場合、指定を辞退した場合及び指定の有効期間が満了した場合における実施中の技術検証案件の取扱いについて準用する。この場合において、技術検証事業者は、当該事由が生じた日から遅滞なく、影響を受ける案件の一覧及び案件ごとの取扱いを委託元評価機関及び制度運営機関に通知する。

第6章 調査の実施

制度運営機関は、技術検証事業者が指定有効期間中においても技術検証事業者指定規則、技術検証事業者指定基準（以下「指定規則等」という。）に継続して適合していることを確認するため、定期サーベイランス及び臨時サーベイランスを実施する。本章は、当該調査について定める。

6.1 定期サーベイランス

6.1.1 目的及び対象

定期サーベイランスとは、指定を受けた技術検証事業者が指定規則等に継続して適合していることを確認するために、計画的に実施する調査をいう。

対象は、指定を受けているすべての技術検証事業者とする。制度運営機関は、指定の有効期間内に、一定件数を抽出して定期サーベイランスを実施する。抽出に当たっては、技術検証事業者のリスク（実施件数、苦情の状況、変更届出の状況、前回の調査結果等をいう。）を考慮して対象を選定するものとし、公平性を確保するため、無作為抽出の方法を組み合わせるものとする。

制度運営機関は、1年又は一定期間ごとに、抽出件数及び実施時期を定めた抽出計画を策定し、指定委員会に報告する。

6.1.2 実施手続

定期サーベイランスは、次の手続で実施する。

- ① 事前通知
制度運営機関は、原則として、対象となる技術検証事業者に対し、調査の目的、範囲及び日程等を事前に通知する。
- ② 資料提出
制度運営機関は、技術検証事業者に対し、適合状況に関する資料その他必要な書類の提出を求める。提出資料に診断データは含まれない。
- ③ 調査の実施
制度運営機関は、書面調査及び必要に応じてヒアリング等により適合状況を確認する。制度運営機関は、技術検証事業者指定基準への適合状況を確認するために必要な記録として、内部監査記録、マネジメントレビュー記録、公平性に関する記録、苦情及び問い合わせの処理記録その他の記録の提出を求めることができる。また、必要に応じて、実際の技術検証への立会い又は技術検証記録の抽出確認を行うことができる。
- ④ 評価及び判定
制度運営機関は、調査結果に基づき、適合又は不適合の判定を行う。
- ⑤ 結果通知
制度運営機関は、調査結果を当該技術検証事業者に書面又は電磁的記録により通知する。
- ⑥ 是正確認
制度運営機関は、不適合事項が認められた場合には、是正措置を求め、その対応状況を確認する。
制度運営機関は、指定した期日までに技術検証事業者による是正措置が認められない場合、その旨を指定委員会へ報告する。指定委員会は、報告内容を踏まえ、指定取消しの可否を審議し、決定する。

6.2 臨時サーベイランス

6.2.1 目的及び対象

臨時サーベイランスとは、外部からの通報、苦情その他の情報に基づき、又は指定委員会が必要と認めた場合に、特定の技術検証事業者について指定規則等への適合状況を確認するために実施する調査をいう。

制度運営機関は、不正又は不適合の疑いがあると認められる技術検証事業者を対象として、必要に応じて随時実施することができる。

6.2.2 実施手続

臨時サーベイランスは、次の手続で実施する。

- ① 情報の受付及び記録
制度運営機関は、通報、苦情等の情報を受理し、その内容を記録する。
- ② 初期評価
制度運営機関は、情報の信頼性及び重要性を評価し、調査の必要性を判断する。
- ③ 実施の決定
制度運営機関は、必要と認める場合、臨時サーベイランスの実施について指定委員会に諮り、その承認を得て実施する。

- ④ 事前通知
制度運営機関は、原則として、実施日時、場所及び対象事項を事前に当該技術検証事業者へ通知する。ただし、緊急を要する場合又は事案の重大性が高い場合は、予告なく実施することができる。
- ⑤ 調査の実施
制度運営機関は、関係資料の確認及び6.1.2③に掲げる方法により、事実関係及び適合状況を確認する。
- ⑥ 評価及び判定
制度運営機関は、調査結果に基づき、適合又は不適合の判定を行う。
- ⑦ 結果通知
制度運営機関は、調査結果を当該技術検証事業者へ書面により通知する。
- ⑧ 是正措置
不適合事項が認められた場合には、制度運営機関は、技術検証事業者に対して是正措置を求め、その対応状況を確認する。制度運営機関は、指定した期日までに技術検証事業者が是正措置を講じない場合は、その旨を指定委員会に報告する。指定委員会は、報告内容を踏まえ、指定取消しの要否を審議する。指定委員会の委員は、審議対象となる技術検証事業者との間に審議の公平性に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有するときは、当該案件の審議及び決定に関与しない。

6.3 記録の保持

制度運営機関は、サーベイランスに関する記録を法令その他の規定に別段の定めがある場合を除き、指定の有効期間終了後少なくとも3年、適切に保存する。

制度運営機関は、サーベイランスの実施に当たり、診断データ（技術検証事業者指定基準1.2.5に規定する診断データをいう。）を保有しない。やむを得ずその提供を受けた場合は、当該サーベイランスの目的の達成後遅滞なくこれを消去し、消去した対象、方法及び実施日を記録する。この場合において、診断データは、前段に規定する記録に含めない。

第7章 異議の申出

7.1 申出の対象及び方法

指定を否とする旨の決定、指定の更新を否とする旨の決定、指定の取消し又は勧告若しくは要請を受けた者は、技術検証事業者指定規則の定めるところにより、制度運営機関に対して異議を申し出ることができる。

7.2 審査及び通知

制度運営機関は、異議の申出を受理し、その内容を審査した上で、結果を申立てた者に通知する。審査に当たり、原決定に関与した者を当該審査に関与させない。異議の申出の手続、審査の方法その他必要な事項は、その他別に定めるところによる。

附則（2026年9月11日）

- ① この手順は、2026年9月11日から施行する。

改定履歴

日付	改定内容
2026年9月11日	施行